

あゆみ舎 新型コロナ対策ガイドライン

参照『公益社団法人 全国学習塾協会 作成
学習塾における新型コロナウイルス感染症対策 第5版』 2021年4月6日作成

注1) 以下のガイドラインに伴う、「濃厚接触者」とは**新型コロナウイルス**感染症患者に対する積極的疫学調査実施要領（**国立感染症研究所**感染症疫学センター：令和2年4月20日版）に基づく「濃厚接触者」に該当する者とする。

注2) 必要な感染予防とは7ページ 3 感染予防対策に基づく

濃厚接触者定義

「濃厚接触者」とは「患者（確定例）」（「無症状病原体保有者」）を含む。）の感染可能期間において、当該患者が入院、宿泊療養又は自宅療養を開始するまでに接触した者のうち、次の範囲に該当する者である。

- ・ 患者（確定例）と同居、あるいは長時間の接触（車内、航空機内を含む）があった者
- ・ 適切な感染防護なしに患者（確定例）を診察、看護もしくは介護していた者
- ・ 患者（確定例）の気道分泌液もしくは、体液等の汚染物質に直接接触した可能性が高い者
- ・ その他：手で触れる事のできる距離（目安として1メートル）で**必要な感染予防**なしで「患者（確定者）」と15分以上の接触があった者（周辺の環境や接触の状況等個々の状況から患者の感染症を総合的に判断する）

3. 感染拡大防止対策

(1) 塾生向け・従業員向け・事業所内での対策..... 2

(2) 休業の考え方..... 4

(3) 指導形態の考え方..... 4

4. 塾生や従業員に感染症の疑いがある場合・感染が判明した場合

(1) 感染症の疑いがある場合の対応..... 5

(2) 感染が判明した場合の対応..... 5

3. 感染拡大防止対策

感染拡大防止対策は、2章（2）「感染の状況別の対応方針」に沿って、地域の状況に応じて、強化または緩和する等により臨機応変に対応することが望ましい。

具体的には別紙「学習塾事業者における新型コロナウイルス感染症ガイドライン自己適合チェックリスト」に照らし、各地域の感染状況に応じた対策を講じることとする。

（1）塾生向け・従業員向け・事業所内での対策

①塾生等のサービス対象者向けの対応例

- ・家庭と連携し、来塾前の検温に協力いただく。その際に、発熱や軽い風邪症状（のどの痛みだけ、咳だけ、発熱だけ）があった場合、通塾を控えてもらうよう努める。
- ・発熱等がある者のみならず、新型コロナウイルス感染症陽性とされた者との濃厚接触がある場合、同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合、過去14日以内に、政府から入国制限、入国後の観察期間を必要と発表されている国・地域等への渡航、並びに当該在住者との濃厚接触がある場合、通塾を控えてもらうよう努める
- ・地域の感染状況や欠席状況などを把握する。
- ・マスクの着用を周知し、「咳エチケット」※1を確実に実施する。
- ・こまめに手洗い※2を行うことを推奨する。
- ・タオルの共用や手洗い時のハンドドライヤーを避け、ペーパータオルを使用するか個人用のタオルを使用するように働きかける。

②従業員向けの対応例

- ・従業員の入社前の検温を徹底し、発熱、咳、全身倦怠感等の症状があれば入社させないようにし、自宅待機を基本とする。
- ・発熱等がある者のみならず、新型コロナウイルス感染症陽性とされた者との濃厚接触がある場合、同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合、過去14日以内に、政府から入国制限、入国後の観察期間を必要と発表されている国・地域等への渡航、並びに当該在住者との濃厚接触がある場合、自宅待機を基本とする。
- ・地域の感染状況や欠席状況などを把握する。
- ・マスクの着用を周知し、「咳エチケット」を確実に実施する。
- ・こまめに手洗い※2を行うことを推奨する。
- ・タオルの共用や手洗い時のハンドドライヤーを避け、ペーパータオルを使用するか個人用のタオルを使用するように働きかける。
- ・従業員に関して衛生管理や3密対策を徹底する。
- ・地域の状況に応じて、不要不急の外出や大規模集会、興行施設等不特定多数の集まる場所への外出を自粛するよう働きかける。
- ・高齢者や持病のある従業員については、感染した場合の重症化リスクが高いことから、サービス提供側においても、より慎重で徹底した対応を検討する。
- ・可能な限りテレワークやローテーション勤務を行う。
- ・時差出勤を行い、ラッシュ時の通勤及び、公共交通機関の利用を可能な限り避ける。
- ・電話会議やオンライン会議への変更
- ・重要でない会議、会合、研修等を中止又は延期

③事業所内での対応例

- ・地域の生活圏において、地域での感染拡大の可能性が報告された場合の対応について検討をしておく。感染拡大リスクが残る場合には、対応を強化することが必要となる可能性がある。
- ・密にならないように入場者を整理する。
- ・消毒液が入手可能な場合には、入口及び施設内の手指の消毒設備を設置する。
- ・他人と共用する物品や手が頻回に触れる箇所を工夫して最低限にする。

- ・高頻度接触部位（テーブル、椅子の背もたれ、ドアノブ、電気のスイッチ、電話、キーボード、タブレット、タッチパネル、レジ、蛇口、手すり、エレベーターのボタンなど）を特定し、消毒液（消毒用エタノールや次亜塩素酸ナトリウム等）で定期的に清拭する。
- ・消毒には適切な「医薬品」及び「医薬部外品」を使う。
- ・固形石けんは、1回ずつ個別に使用できる液体石けんと比較して、保管時に不潔になりやすいということに注意する。

- ・マスクを着用するとともに、塾生と従業員、塾生同士が至近距離で会話する環境を避ける。
- ・休憩スペース、飲食スペース、自習室、従業員控室等において、必要以上に大きな声での会話をしないようにする。
- ・風通しの悪い空間をなるべく作らないためにこまめな換気を心がける（可能であれば扇風機の活用や2方向の窓を同時に開ける）。

- ・飲食を伴うイベントの開催を制限する。

(2) 休業の考え方

- ・ 都道府県知事からの施設の使用の制限・休止の要請があった際は、適切に対処する。
- ・ 事業所の所在する学校が臨時休校を行った場合、対面授業の休止を検討する。
- ・ 事業活動の自粛を要請される場合がある一方、その場合も休業補償が得られない可能性が高いため、感染症による事業継続上のリスクに対して適切な対策を講じる。

(3) 指導形態の考え方

①国内で感染が発生した時期

- ・ オンライン授業や自宅学習を検討するとともに、オンライン授業を組み合わせた形で、塾生同士及び講師の接触を少なくするべく、対面授業の縮小を検討する。

②新規感染者数が増加・感染がまん延している時期

- ・ オンライン授業や自宅学習を主体とする。
- ・ 万が一、オンライン授業に完全に切り替えられない場合は、感染拡大防止対策を徹底する。

③新規感染者数が限定的となった時期

- ・ オンライン授業や自宅学習の実施とあわせて、少人数授業等の対面授業の再開を検討あるいは実施する。

④新規感染者数が再び増加している時期

- ・ ②新規感染者数が増加・感染がまん延している時期と同様。

4. 塾生や従業員に感染症の疑いがある場合・感染が判明した場合

(1) 感染症の疑いがある場合の対応

- ・体温測定等により症状等を的確に把握し、体調の変化等について記録を行うことが望ましい。
- ・発熱等の風邪の症状がみられる時は、自宅で休養するように指導助言する。
- ・塾生の場合は、保護者に連絡をとり、記録をもとに症状や経過を正確に伝えるとともに、適宜、医療機関等に相談して指示を受ける。
- ・保護者に対して、地域や事業所内での感染症の発生状況等について情報を提供する。また、保護者から、医療機関での受診結果を速やかに伝えてもらう。

(2) 感染が判明した場合

- ・市区町村や保健所等、地域の関係機関と速やかに連携を図り、感染症が疑われる者等の人数、症状、対応状況等を迅速に報告するとともに、助言・指示を求める。
- ・感染が判明した場合は、治癒するまで通塾及び出勤を停止する。
- ・感染が判明した場合又は感染者の濃厚接触者に 特定された場合は、感染者と最後に濃厚接触をした日から2週間を通塾及び出勤を停止する。
- ・事業所内を適切に消毒する。
- ・事業者の責任の下、感染症の発生状況および接触者の状況を記録する。この際には、塾生に関する事項だけではなく、従業員の健康状態についても記録する。
- ・事業所の休業について市区町村や保健所等の地域の関係機関と相談の上、判断する。